

企画提案審査方式による選定結果一覧表

公表項目	内 容	
1 契約名	デジタルデバイス活用促進モデル事業	
2 審査年月日(入札の場合は落札者決定日)	令和4年6月20日(月)	
3 評価基準、配点及び評価	(業者) 株式会社ワイ・シー・シー	(業者) A社
(評価基準) 事業の的確な把握 (配点：5点×4名)	15	15
(評価基準) 講習会の開催 (配点：40点×4名)	128	130
(評価基準) デジタルデバイスの活用・利用促進 (配点：20点×4名)	72	61
(評価基準) 課題分析と提言作成 (配点：5点×4名)	15	13
(評価基準) 業務遂行能力、実績 (配点：15点×4名)	49	48
(評価基準) 見積り (配点：15点×4名)	18	0.4
4 総合評価の審査結果	297	267.4
5 契約の方法	総合評価一般競争入札 ・ 総合評価指名競争入札 ・ 企画提案審査随意契約	
6 落札者(契約者)の名称	株式会社ワイ・シー・シー	
7 契約締結年月日	令和4年6月28日	
8 契約金額(税込)	9,169,600 円	

<p>9 随意契約の理由及び根拠法令 (企画提案審査方式の場合)</p>	<p>本事業では、市町村ごとに高齢者等を対象としたワークショップ形式での講習会の開催および利用者等の意見を参考としてランチャーソフトを改良する。講習会については、一律の内容を一方向的に伝えるものではなく、受講者一人ひとりのデジタルリテラシーやデジタルに対する興味関心・不安等に寄り添った開催が求められることから、高齢者等に対するデジタルを用いた研修事業に精通している必要がある。また、ランチャーソフトの改良については、ユーザーの意見等に基づいたユーザーインターフェースの改良を実現する技術力が求められる。これらのことから、価格の比較のみによる競争入札は適さない。</p> <p>このため、企画提案に基づき、優れた成果が期待できる委託事業者を選定する「企画提案審査方式」を採用することにより、募集した企画内容を評価し、事業内容として優秀で、県にとって有利な提案をした事業者を契約の相手方に決定する。</p> <p>(根拠法令) 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号</p>
<p>10 所属名</p>	<p>知事政策局DX推進グループ</p>